

## 平成 29 年第 4 回津南町議会臨時会会議録

(11 月 14 日)

招集告示年月日		平成 29 年 11 月 8 日		招集場所		津南町役場議場	
開会	平成 29 年 11 月 14 日 午前 10 時 00 分			閉会	平成 29 年 11 月 14 日 午前 11 時 55 分		
応招・ 不応招  出席・ 欠席の別	議席番号	議員名	応招等の別	議席番号	議員名	応招等の別	
	1 番	半戸義昭	応・出	8 番	津端眞一	応・出	
	2 番	村山道明	応・出	9 番	大平謙一	応・出	
	3 番	石田タマエ	応・出	10 番	河田強一	応・出	
	4 番	風巻光明	応・出	11 番	藤ノ木浩子	応・出	
	5 番	恩田稔	応・出	12 番	吉野徹	応・出	
	6 番	栞原洋子	応・出	13 番	桑原悠	応・出	
	7 番	中山弘	応・出	14 番	草津進	応・出	
地方自治法 第 121 条の 規定により 説明のため 出席した者 の職・氏名 (出席者： ○印)	職名	氏名	出席者	職名	氏名	出席者	
	町長	上村憲司	○	税務町民課長	高橋隆明	○	
	副町長	小野塚均	○	地域振興課長	江村善文	○	
	教育長	桑原正	○	建設課長	柳澤康義	○	
	農業委員会長			教育委員会教育次長	上村栄一	○	
	監査委員			会計管理者	板場康之	○	
	総務課長	根津和博	○	病院事務長			
	福祉保健課長	高橋秀幸	○				
職務のため出席した者の職・氏名			議会事務局長	村山詳吾	班長	石沢和也	
会議録署名議員		1 番	半戸義昭		6 番	栞原洋子	

〔付議事件〕

(11月14日)

- 会議録署名議員の指名
- 会期の決定
- 議案第53号 平成29年度津南町一般会計補正予算(第6号)
- 議案第54号 平成29年度津南町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 議長の辞職許可
- 選挙第1号 議長の選挙
- 副議長の辞職許可
- 選挙第2号 副議長の選挙
- 選任第1号 常任委員の選任
- 議長の常任委員の辞任
- 選任第2号 議会運営委員の選任

## 議長の開議宣告

議長（草津 進）

ただいまから平成 29 年第 4 回津南町議会臨時会を開会し、これより本日の会議を開きます。

—（午前 10 時 00 分）—

## 議事日程の報告

議長（草津 進）

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

### 日 程 第 1 会議録署名議員の指名

議長（草津 進）

会議録署名議員の指名を行います。会議規則第 125 条の規定により、本臨時会の会議録署名議員に（1 番）半戸義昭議員、（6 番）栞原洋子議員の両議員を指名いたします。

### 日 程 第 2 会期の決定

議長（草津 進）

会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日一日限りとしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

—（異議なしの声あり）—

異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日一日限りと決定いたしました。

### 日 程 第 3

議案第 53 号 平成 29 年度津南町一般会計補正予算（第 6 号）について

### 日 程 第 4

議案第 54 号 平成 29 年度津南町国民健康保険特別会計補正予算について（第 3 号）

議長（草津 進）

議案第 53 号から議案第 54 号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（上村憲司）

議案第 53 号及び議案第 54 号について、一括して主なものを説明申し上げます。

一般会計の総務課関係では、歳入で前年度繰越金の増、災害復旧事業債の増。歳出でふるさと納税謝礼品の増であります。

税務町民課関係では、歳入で地籍調査費県負担金の減。歳出で固定資産税過誤納金補填金の増、地籍補正事業の減などあります。

地域振興課関係では、歳出でマウンテンパーク津南スキー場のリフト及びニュー・グリーンピア津南スキー場のゲレンデ法対策等施設整備修繕の増などあります。

建設課関係では、歳入で台風 21 号による災害復旧事業負担金及び災害復旧費県補助金の増。歳出で台風 21 号による林道補修事業・道路補修事業・農業用施設復旧工事の増などあります。

教育委員会関係では、歳出で小学校・中学校の特別支援学級支援員旅費補助の増であります。

国民健康保険特別会計では、歳入で前年度繰越金の増、歳出で過誤納保険料還付金の増であります。

細部につきまして、それぞれ担当課長から説明させますので、よろしく願いいたします。

総務課長（根津和博）、税務町民課長（高橋隆明）、地域振興課長（江村善文）、建設課長（柳澤康義）、教育次長（上村栄一）、福祉保健課長（高橋秀幸）

—（細部について説明を行う。）—

議長（草津 進）

これより一括して質疑を行ないます。

4 番、風巻光明議員。

（4 番）風巻光明

それでは、お願いします。1 点は、総務課長かと思えますけれども、歳入で繰越金が 1,200 万円発生しています。もう既に新年度予算をやって 8 か月たっているわけですけれども、こういった繰越金がなぜ今出てくるのか。それと、その内容、事項についてはどのようになっているか、教えていただきたいと思えます。

もう一つは、地域振興課長にお聞きします。「マウンテンパーク津南」の受変電設備の PCB、いわゆるポリ塩化ビフェニルですか。これはもう既に 20 年くらい前から有害物質だということで「使ってはいけない、入れ替えなさい。」ということが言われてきて、この PCB は検査ということですので、どうなっているか分からないのですけれども、その当時からもう騒がれてきているものに対して、今なぜこんな時期に検査をするのか。もし、検査をして、有害物質の濃度が濃ければ、廃棄しなければいけないのですけれども、PCB の廃棄業者がないのではないかと思えますけれども、どうするのか。それと、公共施設に対してこういった、まだ昔のいわゆる有害物質を含んでいる、PCB を含有した受変電設備はいろいろあるので、病院とか庁舎とかいろいろあると思うのですけれども、それは大丈夫なのか。これは、ちょっと地域振興課長は観光関係なので、こういうものをお聞きするのもおかしいものでは

れども、いっぱい公共施設があって、受変電設備も昔からのものあると思うのです。このポリ塩化ビフェニルを入れ替える等々は大丈夫なのかどうか。その点について2点、お伺いしたいと思います。

議長（草津 進）

総務課長。

総務課長（根津和博）

それでは、前段の質問でございます。繰越金の件でございますけれども、目的といたしましては、一般財源の留保財源という位置でございます。当初、1億5,000万円の繰越し分をあげておりました。決算で説明申し上げたとおり、3億4,000万円ほどの繰越金が出ました。ですので、これからまた12月補正、3月補正がございますが、そのとき一般財源等でも必要になってくると思います。その財源対策として確保しているという状況でございます。

議長（草津 進）

地域振興課長。

地域振興課長（江村善文）

この時期にというのは、私になってから電気保安協会にいろいろ施設の点検整備を行っているなかで、昨年、その保安協会から「この検査を早めにしてください。」と。先ほど説明したとおり、高濃度については平成33年、低濃度は平成39年まで期間があるけれども、今、議員さんも言われたとおり、「それを検査したうえで含有しているものについてはしてください。」という指摘を受けました。それに伴いまして、新年度予算でもよかったですけれども、早いほうがいいだろうと。もし、その中で含有されているものが検査の結果分かれば、新年度予算等で計画的に交換をしていかなければいけないと考えておりまして、今回に至っております。それから、廃棄業者については、中部以西は違うのですけれども、新潟県を含む東京以外の以北については、北海道に処分基地がありまして、そこに持っていき、業者があります。ですから、その処分については、その業者に委託して処理してもらうということになると思います。それから、他の施設はどうかという話なのですけれども、平成3年以降に造られた変圧器、コンデンサーについては、PCBは含有されていないと日本工業協会ではそういう判断をしているようです。それについては、どういう判断なのかは私のほうでは分かりませんが、今ある観光関係の施設については、全て横にプレートが付いているのですけれども、プレートで判断できるものについては全部確認をしまして、ここの「マウンテンパーク津南」以外は、取りあえずないという判断をしております。

議長（草津 進）

ほかに質疑はありませんか。

3番、石田タマエ議員。

(3番) 石田タマエ

教育次長にお伺いします。今回、6年生並びに中学生の修学旅行の支援員の同行の旅費ということではありますが、当然、修学旅行は毎年行われることでもありますし、事前に支援児がいるということも分かっていることだと思うのですが、こういうものがなぜ当初予算に盛り込まなかったのかを伺いたいと思うのです。

議長 (草津 進)

教育次長。

教育次長 (上村栄一)

おっしゃるとおりでございます。当初予算の段階でよく査定するべきだったと思っております。来年度につきましても、この点を注意して予算編成に臨みたいと考えております。よろしく申し上げます。

議長 (草津 進)

ほかに質疑はありませんか。

— (質疑者なし) —

質疑を終結いたします。

討論、採決はそれぞれの議案毎に行います。

議案第53号について討論を行います。

— (討論者なし) —

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第53号について採決いたします。

議案第53号について原案に賛成の方の起立を求めます。 — (全員起立) —

全員賛成です。よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

議長 (草津 進)

議案第54号について討論を行います。

— (討論者なし) —

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第54号について採決いたします。

議案第54号について原案に賛成の方の起立を求めます。 — (全員起立) —

全員賛成です。よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

議長 (草津 進)

暫時休憩いたします。自席にてお願いいたします。

— (午前10時29分) —

— (休憩。草津進議員が退場し、辞職願を提出。桑原悠議員、議長席に着く。) —

副議長 (桑原 悠)

会議を再開いたします。

— (午前10時31分) —

休憩中に草津進議員から議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

議長の辞職の件を日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。 —（異議なしの声あり）—

異議なしと認めます。

よって、議長の辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

暫時休憩いたします。自席にてお願いいたします。 —（午前10時31分）—

—（休憩。書記、追加議事日程を配布する。）—

副議長（桑原 悠）

会議を再開いたします。 —（午前10時32分）—

## 追 加 日 程 第 7 議 長 の 辞 職 許 可

副議長（桑原 悠）

議長の辞職許可を議題といたします。

辞職願を事務局長に朗読させます。

議会事務局長（村山詳吾）

「辞職願。この度、一身上の都合により、議長を辞職したいので許可されるようお願い出ます。平成29年11月14日。津南町議会副議長桑原悠様。津南町議会議長草津進。」

以上です。

副議長（桑原 悠）

本件は、会議規則第98条第2項の規定により、討論を用いないで採決したいと思えます。お諮りします。

草津進議員の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

—（異議なしの声あり）—

異議なしと認めます。

よって、草津進議員の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

—（草津進議員、入場。自席に着く。）—

副議長（桑原 悠）

ただいま議長が欠員となりました。

議長選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思えます。

これに御異議ありませんか。 —（異議なしの声あり）—

異議なしと認めます。

よって、議長選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

暫時休憩いたします。自席にてお願いいたします。 —（午前10時34分）—

—（休憩。書記、追加議事日程を配布する。）—

副議長（桑原 悠）  
会議を再開します。

—（午前 10 時 37 分）—

追 加 日 程 第 8  
選挙第 1 号 議長の選挙

副議長（桑原 悠）  
議長の選挙を行います。

副議長（桑原 悠）  
暫時休憩いたします。  
—（休憩中に立候補表明。）—

—（午前 10 時 37 分）—

副議長（桑原 悠）  
会議を再開いたします。  
選挙は投票によって行います。  
議場を閉鎖いたします。  
—（書記、議場を閉鎖する。）—

—（午前 10 時 39 分）—

副議長（桑原 悠）  
ただいま、選挙権を有する出席議員は 14 名であります。選挙が終了するまで議場の出入りを禁止いたします。

副議長（桑原 悠）  
立会人を指名いたします。会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に（2 番）村山道明議員、（7 番）中山弘議員を指名いたします。

副議長（桑原 悠）  
投票用紙を配布いたします。  
念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載し、他事記載のないように御注意願います。  
—（書記、投票用紙を配布する。）—

副議長（桑原 悠）  
投票用紙の配布漏れはありませんか。  
配布漏れなしと認めます。  
投票箱の点検を行います。  
—（投票箱を点検）—  
異常なしと認めます。

—（発言者なし）—



副議長（桑原 悠）

これより投票を行います。事務局長の点呼に応じて、順次投票を行ってください。  
—（事務局長の点呼に従って、順次投票を行う。）—

副議長（桑原 悠）

投票漏れはありますか。 —（発言者なし）—  
投票漏れなしと認め、投票を終了いたします。

副議長（桑原 悠）

これより開票を行います。  
立会人は所定の席にお着き願います。  
—（村山道明議員、中山弘議員、立会人席に着く。）—  
—（開票）—  
立会人は自席にお戻り願います。  
—（村山道明議員、中山弘議員、自席に着く。）—

副議長（桑原 悠）

開票の結果を申し上げます。  
投票総数 14 票、うち有効投票 14 票、無効投票 0 票。  
有効投票のうち、草津進議員 12 票、藤ノ木浩子議員 2 票。  
以上のおりであります。  
この選挙の法定得票数は 4 票であります。したがって、草津進議員が当選されました。  
議場の閉鎖を解除いたします。  
—（書記、議場を開く。）—

副議長（桑原 悠）

ただいま、議長に当選された草津進議員が議場におられますので、会議規則第 33 条第 2 項の規定によって、当選の告知をいたします。  
当選人の挨拶を求めます。  
14 番、草津進議員。

（14 番）草津 進

平成 27 年 11 月 13 日の臨時議会で議長の任をいただきまして、丸 2 年が経過したところ  
であります。辞職をしたところでありまして、今ほど議員から言われたように、自らが手を  
挙げるといふことはできなかつたわけでありまして、複雑な思いであります。残され  
た 2 年というものをしっかりと携わっていきたくと思っております。「強くて  
どこよりもやさしい町づくり」をすすめる上村町政の一助として、非常に厳しい時代にな  
つたわけでありまして、皆さんと共に手を携えながら、しっかりと議会運営をさせたい  
だくことをお約束させていただきます。2 年間の御協力に感謝を申し上げますとともに、残  
された 2 年というものをしっかりとさせていただきますので、よろしく御協力のほどお願い

を申し上げまして、一言、簡単ではございますが、挨拶にさせていただきます。よろしくお願いたします。

副議長（桑原 悠）

新議長と交代します。

御協力ありがとうございました。

草津進議長、議長席にお着き願います。

—（草津進議長、議長席に着く。）—

議長（草津 進）

暫時休憩いたします。自席にて願いたします。 —（午前 10 時 51 分）—

—（休憩。桑原悠議員、退場し、辞職願を提出。）—

議長（草津 進）

会議を再開いたします。 —（午前 10 時 53 分）—

休憩中に桑原悠議員から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

副議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。 —（異議なしの声あり）—

異議なしと認めます。

よって、副議長の辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

暫時休憩いたします。自席にて願いたします。 —（午前 10 時 53 分）—

—（休憩。書記、追加議事日程を配布する。）—

議長（草津 進）

会議を再開いたします。 —（午前 10 時 54 分）—

## 追 加 日 程 第 9

### 副議長の辞職許可

議長（草津 進）

副議長の辞職許可を議題といたします。

辞職願を事務局長に朗読させます。

議会事務局長（村山詳吾）

「辞職願。この度、一身上の都合により、副議長を辞職したいので許可されるようお願い出ます。平成 29 年 11 月 14 日。津南町議会議長草津進様。津南町議会副議長桑原悠。」

以上です。

議長（草津 進）

本件は、会議規則第 98 号第 2 項の規定により、討論を用いなくて採決したいと思います。  
お諮りします。

桑原悠議員の副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

—（異議なしの声あり）—

異議なしと認めます。

よって、桑原悠議員の副議長の辞職を許可することに決定しました。

—（桑原悠議員、入場。自席に着く。）—

議長（草津 進）

ただいま副議長が欠員となりました。

副議長選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

—（異議なしの声あり）—

異議なしと認めます。

よって、副議長選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

暫時休憩いたします。自席にてお願いいたします。

—（午前 10 時 55 分）—

—（休憩、書記、追加議事日程を配布する。）—

議長（草津 進）

会議を再開いたします。

—（午前 10 時 57 分）—

### 追加日程第 10 選挙第 2 号 副議長の選挙

議長（草津 進）

副議長の選挙を行います。

議長（草津 進）

暫時休憩いたします。

—（午前 10 時 57 分）—

—（休憩中に立候補表明。）—

議長（草津 進）

会議を再開いたします。

—（午前 11 時 03 分）—

選挙は投票によって行います。

議場の閉鎖をいたします。

—（書記、議場を閉鎖する。）—

議長（草津 進）

ただいま選挙権を有する出席議員は 14 名であります。選挙が終了するまで議場の出入りを禁止いたします。

議長（草津 進）

立会人を指名いたします。会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に（3 番）石田タマエ議員、（8 番）津端眞一議員を指名いたします。

議長（草津 進）

投票用紙を配布いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載し、他事記載のないように御注意願います。

—（書記、投票用紙を配布する。）—

議長（草津 進）

投票用紙の配布漏れはありませんか。

—（発言者なし）—

配布漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

—（投票箱を点検）—

異常なしと認めます。

議長（草津 進）

これより投票を行います。事務局長の点呼に応じて、順次投票を行ってください。

—（事務局長の点呼に従って、順次投票を行う。）—

議長（草津 進）

投票漏れはありませんか。

—（発言者なし）—

投票漏れなしと認め、投票を終了いたします。

これより開票を行います。

立会人は所定の席にお着き願います。

—（石田タマエ議員、津端眞一議員、立会人席に着く。）—

—（開票）—

立会人は自席にお戻り願います。

—（石田タマエ議員、津端眞一議員、自席に着く。）—

議長（草津 進）

開票の結果を申し上げます。

投票総数 14 票、うち有効投票 14 票、無効投票 0 票。

有効投票のうち、恩田稔議員 6 票、桑原悠議員 6 票、栞原洋子議員 2 票。

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は 4 票であり、恩田議員と桑原悠議員の得票数は、いずれもこれを超えております。

両議員の得票数は同数です。

この場合、地方自治法第 118 条第 1 項の規定は、公職選挙法第 95 条第 2 交付金の規定を準用して、くじで当選人を決定することになっています。

恩田稔議員及び桑原悠議員が議場におられますので、くじを引いていただきます。

恩田稔議員、桑原悠議員、登壇願います。

—（恩田稔議員、桑原悠議員、登壇する。）—

議長（草津 進）

くじは 2 回引きます。

1 回目は、くじを引く順番を決めるためのものです。

2 回目は、この順序によってくじを引き、当選人を決定するためのものです。

（3 番）石田タマエ議員、（8 番）津端眞一議員、くじの立会いをお願いします。

—（石田タマエ議員、津端眞一議員、立会いのため登壇する。）—

議長（草津 進）

まず、くじを引く順序を決めるくじを行います。

恩田稔議員、桑原悠議員、くじを引いてください。

—（恩田稔議員、桑原悠議員、くじを引く。）—

議長（草津 進）

くじを引く順序が決定しましたので報告します。

はじめに恩田稔議員、次に桑原悠議員、以上のおりです。

ただいまの順序により、当選人を決定するくじを行います。

恩田稔議員、桑原悠議員くじを引いてください。

—（恩田稔議員、桑原悠議員くじを引く。）—

議長（草津 進）

くじを開いてください。立会人は御確認ください。

—（くじを開く。）—

議長（草津 進）

恩田稔議員、桑原悠議員と立会人は自席にお戻り願います。

—（恩田稔議員、桑原悠議員、石田タマエ議員、津端眞一議員、自席に着く。）—

議長（草津 進）

くじの結果、桑原悠議員が当選人と決定しました。

議場の閉鎖を解除いたします。

—（書記、議場を開く。）—

議長（草津 進）

ただいま、副議長に当選された桑原悠議員が議場におられます。会議規則第 33 条第 2 項

の規定によって、当選の告知をいたします。

当選人の挨拶を求めます。

桑原悠議員。

(13 番) 桑原 悠

桑原悠です。多様なお考え、立場の議員が生き生きと、その持てるお力を発揮できるよう力を尽くしていきたいと思えます。住民・議会懇談会のやり方も皆で相談して決めていきましょう。そして、農業、観光、医療、介護、その他いろいろなことがそれだけで議論されるのではなく、お互いが連携して立場の異なるものが平場で議論することがもつこの津南町には重要です。そのような場を、住民・議会懇談会の運営方法や、また、その他の地域づくりのなかで考えて実行していきたいと思えます。皆で津南町を、より良い町づくりをしていきましょう。よろしくお願ひいたします。この度は、ありがとうございました。

## 日 程 第 5

### 選任第 1 号 常任委員の選任

議長（草津 進）

常任委員の選任を行います。

常任委員の選任については、委員会条例第 6 条第 4 項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

お諮りいたします。

総文福祉常任委員に、

(2 番) 村山道明議員、 (3 番) 石田タマエ議員、 (4 番) 風巻光明議員、  
(10 番) 河田強一議員、 (11 番) 藤ノ木浩子議員、 (13 番) 桑原 悠議員  
(14 番) 草津 進議員。

産業建設常任委員に、

(1 番) 半戸義昭議員、 (5 番) 恩田 稔議員、 (6 番) 栗原洋子議員、  
(7 番) 中山 弘議員、 (8 番) 津端眞一議員、 (9 番) 大平謙一議員、  
(12 番) 吉野 徹議員。

以上のおおりに指名いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

—（異議なしの声あり）—

異議なしと認めます。

よって、常任委員は、ただいま申し上げたとおり選任することに決定いたしました。

議長職を交代します。

暫時休憩いたします。自席にてお願ひいたします。

—（午前 11 時 19 分）—

—（休憩。議長は退場、副議長は議長席に着く。）—

副議長（桑原 悠）

会議を再開いたします。

—（午前 11 時 19 分）—

お諮りいたします。

議長から、その職責上の理由により、常任委員を辞任したいとの申し出があります。

議長の常任委員の辞任を日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。 —（異議なしの声あり）—

異議なしと認めます。

よって、議長の常任委員の辞任を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

暫時休憩いたします。自席にてお願いいたします。 —（午前 11 時 20 分）—

—（休憩。書記、追加議事日程を配布する。）—

副議長（桑原 悠）

会議を再開いたします。 —（午前 11 時 21 分）—

### 追 加 日 程 第 11 議長の常任委員の辞任

副議長（桑原 悠）

議長の常任委員の辞任を議題といたします。

お諮りいたします。

議長の常任委員の辞任に同意することに御異議ありませんか。

—（異議なしの声あり）—

異議なしと認めます。

よって、議長の総文福祉常任委員の辞任は、同意することに決定いたしました。

—（草津進議員入場。自席に着く。）—

副議長（桑原 悠）

草津進議員に申し上げます。

提出された総文福祉常任委員の辞任の申し出については、同意されましたので報告いたします。

議長を交代いたします。

—（副議長は自席に、議長は議長席に着く。）—

議長（草津 進）

これより休憩を取りますので、各常任委員会において、正副委員長の内選をお願いいたします。

なお、委員会条例第 8 条第 2 項の規定により、正副委員長の内選に関する職務は、年長委員が行うことになっておりますので申し添えます。

暫時休憩いたします。 —（午前 11 時 23 分）—

—（休憩）—

議長（草津 進）

会議を再開いたします。 —（午前 11 時 40 分）—

常任委員長及び副委員長の互選の結果を報告いたします。

総文福祉常任委員長に（４番）風巻光明議員、同副委員長に（３番）石田タマエ議員。

産業建設常任委員長に（９番）大平謙一議員、同副委員長に（６番）栞原洋子議員。

以上が互選されましたので報告いたします。

## 日 程 第 6

### 選任第2号 議会運営委員の選任

議長（草津 進）

議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっています。

お諮りいたします。

議会運営委員に、

（３番）石田タマエ議員、（４番）風巻光明議員、（６番）栞原洋子議員、

（７番）中山 弘議員、（９番）大平謙一議員、（１０番）河田強一議員。

以上のおおりに指名いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。 —（異議なしの声あり）—

異議なしと認めます。

よって議会運営委員は、ただいま申し上げたとおりに選任することに決定いたしました。

これより休憩を取りますので、議会運営委員会の正副委員長の互選をお願いいたします。

なお、委員会条例第8条第2項の規定により、正副委員長の互選に関する職務は、年長委員が行うことになっていますので申し添えます。

暫時休憩いたします。 —（午前11時43分）—

—（休憩）—

議長（草津 進）

会議を再開いたします。 —（午前11時55分）—

議会運営委員長及び副委員長の互選結果を報告いたします。

議会運営委員長に（７番）中山 弘議員、同副委員長に（１０番）河田強一議員。

以上が互選されましたので報告いたします。

議長（草津 進）

以上をもって、本臨時会に付議された事件の審議は全て議了いたしました。

これにて平成29年第4回津南町議会臨時会を閉会いたします。

—（午前11時55分）—